

鳥取県告示第31号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月22日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
医療法人岡本歯科医院	医療法人岡本歯科医院福山診療所	倉吉市福山135	平成22年1月5日	居宅療養管理指導
〃	医療法人岡本歯科医院浦安診療所	東伯郡琴浦町浦安102-2	〃	〃